

被収容者に対する検温及び血圧測定等の実施について

1 検温

- (1) 被収容者に対する健康診断の一環として、被収容者からの体調不良の訴えの有無にかかわらず、入所時に必ず検温を実施することとする。
- (2) 入所時の検温結果については、担当官が「被収容者の健康状態に関する質問書」の官用欄に
〇〇：〇〇検温 〇〇. 〇℃
と記載して押印する。
- (3) 検温の結果、発熱等しているものと認められる場合には、その他の症状等について十分に聴取するとともに、状況等に応じた適切な措置を講じるものとする。
このときの対応の具体例としては、
診療を受けさせる
単独室に収容して容態観察を行う
救急常備薬を投与する
アイスノンを貸与する
などが考えられるところ、看守勤務者が自らの判断だけで対応することなく、処遇執行担当統括入国警備官及び看守責任者等へ報告する。

2 血圧測定

- (1) 次の場合には、被収容者に対する血圧測定を実施するものとする。
 - ア 被収容者から体調不良の訴えがあったとき
 - イ 被収容者が、高血圧症又は低血圧症である旨訴えたとき
 - ウ 年齢が50歳以上のとき
- (2) 血圧測定の結果について、適宜の方法で記録するものとする。
ただし、医師の指示等により、毎日継続して血圧測定を実施する場合には、
血圧測定結果一覧表（別添参照）
を作成するものとする。

3 その他

被収容者が体調不良等を訴えたり、被収容者に対する検温及び血圧測定等を実施したときは、その状況をこれまでどおり看守勤務日誌に記載するものとする。